# 令和8年度11月～3月　部活動の活動方針

千葉市立　　有吉　　中学校

校 長 名　　丸山 武

| | |
|---|---|
| 教 育 目 標 | 豊かな心をもち、自ら学び実践する　たくましい生徒の育成<br>・学年を超えた集団活動を通して、望ましい人間関係を育成する。<br>・個人の趣味・特技を伸ばし、豊かな生活のできる人間を育成する。<br>・技量の向上を目指す中で、心身の練磨を図る。<br>・礼儀正しく、物事に対して積極的な態度を育成する。 |
| 部 活 動 の 基 本 方 針 | ①顧問は、担当する部の特性等を踏まえ、科学的トレーニングの積極的な導入等により、長期休業中にも学期中同様、休養日を適切に取りつつ、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を培う。<br><br>②過度な練習や行き過ぎた指導にならないよう、日ごろから十分注意するとともに、言葉の暴力を含む体罰の根絶を徹底する。また、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントによって生徒の人格や尊厳を不当に傷つけることがないよう配慮する。<br><br>③1日の活動時間（準備・片付け、休憩時間は含まない）は、平日においては朝練習を含む2時間程度(朝練習は30分)、休日は3時間程度とする千葉市部活動ガイドラインに沿って運営する。なお、週当たりの活動時間は、11時間程度(朝練習や地域クラブ活動を含む)の範囲内とする。<br><br>④週当たり2日以上の休養日を設けること。平日は少なくとも1日、土曜日・日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、大会等で土日の活動を行った際には平日に2日間の休養日を設ける。<br><br>⑤生徒の学習時間の確保ができるよう、定期試験1週間前は部活動停止とする。<br><br>⑥顧問が不在の場合、学校閉庁日、学校行事の前や光化学スモッグ発生時やWBGTが高い場合は活動をしない。<br><br>⑦市教研の日には朝練習をふくめ活動をしない。<br><br>⑧顧問は、指導に当たる際、けが等の発生に十分注意し、生徒の安全・安心の確保を徹底する。また、けが等が発生した場合は迅速かつ適切に保護者や医療機関と対応し、管理職、養護教諭への報告・相談を行う。<br><br>⑨顧問は、年間活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、校長へ提出するとともに、生徒・保護者へ周知する。<br><br>⑩顧問は、年度初めの保護者会等で学校全体の目標や方針、各部の目標や方針、計画等について説明し、理解を得ながら活動する。<br><br>⑪中体連主催の大会（総体・新人戦）、コンクール等の参加のための練習については、大会当日から起算して1週間前から認める。その際は、休養日を設けること。 |